

◆2017 年度活動報告

2017 年度は、就労継続支援 A 型の見直しを受けて、障害者の大量解雇や多くの事業所が閉鎖された。こうした現状から 12 月の政策論では、就労継続支援 A 型事業所の現状と課題を検証しつつ、障害者の働く場の確保に向けて必要な取り組みを考えることを目的として「障害者の働く場の現状と課題～就労継続支援 A 型事業所を中心として～」と題した分科会を開催した。この分科会には、厚労省、学識者、現場の講師等を依頼し議論を深めることができた。

また、2 年連続して 3 月に開催してきたフォーラムについては、3 月 23 日に「障害者と障害のない人がともに働くためのフォーラム 2018」を開催した。今回のフォーラムは、今年 4 月から法定雇用率の算定基準に精神障害者が加わることから、精神・発達障害に焦点をあて「改正障害者雇用促進法」が定める合理的配慮とその原点となる障害の社会モデルや権利条約について学び、その考えを踏まえた合理的配慮について具体的な方策を共有できる企画とした。そして、従来の集会形式から一般企業からの参加と参加者が今回の企画を現場に持ち帰り実践することを想定した研修方式に変更し、講座や現場報告等を受けてグループ討議を実施した。

障害者雇用・就労施策の現状は、障害者の一般就労への移行と定着を重点目標としている。しかし、障害者が自らの力を発揮し、安心・安全に働くことができる職場環境の整備がなければ、この目標達成は困難と言える。

◆2018 年度活動方針

(1) 雇用・労働

DPI は、全ての障害者の雇用における平等性の担保と労働者性を確保することを目的及び基本的指針としてきており、今後もこの課題の改善に向けた取り組みを進める。

そして、障害者雇用については、募集、採用試験、採用後、退職および退職後等、障害者があらゆる場面において障害のない人と同等の機会、処遇を確保するとともに、障害に基づく差別の禁止と障害に応じて必要とする合理的配慮を確保することを基本とする。

一般就労とされている分野では、当面は、2016 年 4 月から施行されている改正障害者雇用促進法に基づき 2015 年 3 月に策定されている「障害者差別禁止指針」および「合理的配慮指針」の実効性（当事者の視点に立ちチェックする機能）を確保するための取り組みを進める。

福祉的就労とされている分野については、2018 年 4 月から実施される法制度改正及び報酬改定の影響の検証と運動課題を整理し、具体的な取り組みを確認・実施する。

第三の働き方とされる社会的企業および社会的雇用など、障害者の新たな働く場としての課題の検証と制度としての整備等を進める。

なお、障害者が働くためには障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が提言した第三の働き方とされる社会的雇用等の多様な働き方や障害者への人的支援・仕事の確保・賃金補填のあり方等についての検証も必要である。そして、障害者が自らの力を発揮し、働くことができる職場づくりの実践は、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジである。多様な働き方を可能とすることを目標として国が進めている「働き方改革」を障害者の視点から進めることが必要である。

以上を基本として、障害者の雇用促進と労働権の確立および働く場の確保に向けて、引き続き関係する障害者団体及び日本労働組合総連合会（連合）、全日本自治団体労働組合（自治労）、日本教職員組合（日教組）等の労働組合との連携を深めるとともに 2018 年の 2 月 27 日に設立された「超党派 障害者安定雇用・安心就労の促進をめざす議員連盟（略称：インクルーシブ雇用議連）」との関係を構築し以下の取り組みを進める。

- ①障害者雇用の促進に向けたフォーラム等を継続的に開催。
- ②職場における合理的配慮を確保するために、人的サポート、環境整備等、実効性を高める。
- ③制度等の改正で就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型への影響と問題点を整理し、福祉の対象から労働者としての位置づけの確立と本人の意向に基づく一般就労への移行等を進める。
- ④社会的企業及び社会的雇用・就労等、多様な働き方のあり方と制度化に向けた議論の深化。
- ⑤国が進める「働き方改革」及び一般就労の働き方については、障害当事者の現状と課題を踏まえた視点から検証と実践。

⑥厚労省への要請書の提出と意見交換を実施。また、分野が広範になるため課題等の絞り込み。

(2) 障害者の所得保障の確立

権利条約第 19 条の「自立した生活及び地域社会への包容」及び第 28 条の「相当な生活水準及び社会的な保障」に基づき、障害者の地域生活保障や施設や病院での長期生活を余儀なくされてきた障害者が地域移行を促進するために、以下の取り組みを関係団体と連携して進める。

①年金制度の見直し

a.年金制度のあり方は、年金制度の抜本改革時に総合的な観点から見直しを求める。

b.障害基礎年金を、障害者の基本的な生活を賄うことが可能な水準に引き上げる。具体的な水準としては、生活保護の基本生計費に障害者加算を合わせた額とする。

c.無年金状態にあるすべての障害者について年金制度見直しによる解消を図る。また、年金制度見直しまでは、「特定障害者特別給付金制度」の改善と対象の拡大等の対応を求める。

②その他の制度の見直し

a.特別障害者手当を自立生活手当とする等の見直しと基準を引き上げるとともに、すべての障害者を対象とする。

b.障害者の地域での住まいを確保するための住宅手当の創設を求める。

c.生活保護制度及び生活保護基準等の改悪には、反貧困ネットワークをはじめとする関係団体と協力して反対運動を行っていく。